

京都市訓令甲第7号

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

京都市行政委員会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 榊本 頼 兼

別表事務局長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 1件80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表次長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表次長の項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表庶務担当課の課長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表庶務担当課の課長の項第12号を同項第11号とし、同項第13号を削り、同

項第14号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号を削り、同項第16号を同項第13号とする。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)